

「民事調停委員を経験して」

内木場 徹 うちこば とおる
(有)内木場工務店 代表取締役



私の本業は有限会社内木場工務店という建築工事会社の代表で普段はお客様との打合せ、現場管理などを主にこなっています。

そして、本業とは別に簡易裁判所で民事調停委員を務めており非常勤の国家公務員といたった立場でもあります。

調停委員とは裁判官と民間から選ばれた2名の調停委員により、当事者の言い分を聞き、必要があれば事実も調べ、法律的な観点からも当事者間の争いを合意に導き解決します。

争いの内容を正確に理解して妥当な解決を図る上で、法

住所: 加古川市神野町福留586-16
TEL: 423-1452
営業内容: 建築設計・施工(新築、リフォーム)



律以外の様々な分野の専門的な知識や経験が役立つことも少なくありません。

この様なことから、法律の専門家ばかりでなく、豊富な経験をもつ良識豊かな方や、法律以外の分野での専門的な知識経験を備えた方を調停委員に迎えております。現在調停委員に迎えている方の職業は、弁護士、医師、建築士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、会社役員、会社員など社会の各分野にわたっています。

私は加古川簡易裁判所の管轄する建築事件を担当する調停委員が不在という事で調停委員の先輩から推薦を頂き建築の専門家という立場で任命されました。

当初は調停についての知識や制度の事を全く知りませんでしたので、2016年10月に初めて任命され最高裁判所からの辞令書を頂いた時、大変なものを受けてしまったと身が引き締まる思いでした。

調停手続きの特色は、裁判所で行われる紛争解決の手続きに一般市民の良識を反映させる点にあり、裁判官と調停委員はお互いに協力し、裁判官は法律の専門家としての立場から、調停委員は社会の様々な分野で幅広い経験を有する一般市民の立場から、随時当事者に適切な助言を行い、紛争をその実情に即した妥当な解決へと導きます。

裁判官に対しては率直に話をしにくいという当事者が、一般市民である調停

委員に対して気後れせず話せるという場合もあります。また、調停委員の社会経験や専門的な知識経験が事案に沿った解決案を見出し解決への糸口となることも多くあります。

時には調停をしていて困ることがあります。当事者は自分の都合の良いことしか話さないことが多く、また双方の考え方が全く違う場合があります。その様な場合はじっくりと双方の話を聞きながら相手の思いを少しずつ伝えていき誤解が生じている部分があることを分かってもらえようように説明していただきます。しかし検討の余地がないと感じるときは法令や判例を的確に把握し、冷静に説明ができるように努めています。どんなに適切な解決案であっても、当事者双方が納得しなければ調停は成立しませんので、それぞれの言い分を調整して当事者が自主的に争いを解決する気持ちに導くことが大切となります。

私自身も建築工事に関わる以上、仕事の上でも様々なトラブルに直結する立場にあります。今後も他人事ではなくあくまでも自身の事だと思いつつ調停に挑んでいきたいと考えています。

また、誰でも人間社会で生活している以上トラブルに巻き込まれる可能性はどこにでも存在すると思います。そんな時に調停や裁判といった制度がありますので、少しでも早く問題解決する為の方策として知って頂けたらと思います。